

## 〔しずぎん教育資金贈与預金〕

項 目	内 容
1.商品名	しずぎん教育資金贈与預金（愛称：「富士のように」）
2.販売対象	祖父母・父母等の直系尊属の方を贈与者として、書面にて贈与契約を締結した受贈者（孫・子等の直系卑属）で、教育資金の贈与を受けられた30歳未満かつ贈与前年の所得が1,000万円以下の個人のお客さま （口座開設時に教育資金管理特約を締結していただきます）。
3.期間	下記のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます（通常の預金口座として引続きご利用いただくことはできません）。 1. 預金者が30歳になられた日 2. 預金者が亡くなられた日 3. 残高が0円となり、預金者と当行で契約終了の合意があった日
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ期限 (2)お預け入れ方法  (3)お預け入れ金額 (4)お預け入れ単位 (5)お預け入れ限度額	2026年3月31日（火） 本預金口座開設店の窓口で申告書等のご提出とともにお預入れいただけます。 本預金口座は、贈与契約書に基づく贈与資金以外の資金のお預入れは、一切できません。 本口座へのお振込によるご入金も取扱いしません。 10万円以上 1円単位 1,500万円（利息はお預入れ限度額に含みません）
5.払戻（支払）方法	預金者の教育資金の支払いに充てる場合に払い戻します。 払戻方法は次の方法があります。 ①預金者がご自身で教育資金を支払後に、当該領収書等を当行に提出し、領収書等の金額を上限にお引出しいただく方法 ②預金者が本預金を引出したうえで教育資金を支払い、後日領収書等を当行に提出していただく方法（本取扱いは、領収書等に代わり、学費納入依頼書等で教育資金の支払いに充当することが確認できる場合に限り）
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法  (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	当行所定の普通預金利率を適用します（変動金利・変動基準なし）。 毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。 利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます。 金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	本口座の口座管理手数料は不要です。 ※本口座より教育資金の支払金をお振込される場合、当行所定の振込手数料をご負担いただきます。なお、振込手数料は教育資金に含まれませんので、現金または別口座よりお支払いいただきます。
8.付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
9.中途解約時の取り扱い	定めはありません。
10.重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
11.贈与者が亡くなった場合の取り扱い※  ※2019年3月以前に贈与を受けた資金は対象外です。	①2019年4月から2021年3月までの間に贈与を受けた場合 ・贈与者が贈与後3年以内に亡くなられた際に、教育資金の支払に充てられなかった資金がある場合、税法上当該残高は贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。 ・ただし、贈与者が亡くなった時点で、預金者が以下A.～C.のいずれかに該当する場合、相続税の課税対象となりません。 A.預金者が23歳未満の場合 B.預金者が学校等に在学している場合 C.預金者が教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合

	<p>②2021年4月以降に贈与を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者が亡くなられた際に、教育資金の支払に充てられなかった資金がある場合、税法上当該残高は贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。また、預金者が贈与者の子以外（相続人でない孫・ひ孫など）の場合、相続税額が2割加算となります。</li> <li>・ただし、贈与者が亡くなった時点で、預金者が上記①A.～C.のいずれかに該当する場合、相続税の課税対象となりません。</li> </ul> <p>③2023年4月以降に贈与を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者が亡くなられた際に、教育資金の支払に充てられなかった資金がある場合、税法上当該残高は贈与者から相続等により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。また、預金者が贈与者の子以外（相続人でない孫・ひ孫など）の場合、相続税額が2割加算となります。</li> <li>・ただし、贈与者が亡くなった時点で、預金者が上記①A.～C.のいずれかに該当する場合、贈与者から相続または遺贈により財産を取得した全ての者にかかる相続税の課税価格の合計額（以下、合計額）により、教育資金の支払に充てられなかった資金の取扱いは以下となります。</li> </ul> <p>《合計額が5億円以下の場合》 相続税の課税対象となりません。</p> <p>《合計額が5億円を超える場合》 相続税の課税対象となります。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>①次のいずれかに該当した場合には、預金口座を解約させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 預金口座名義人の不存在、預金口座名義人の意思によらない口座開設が明らかになった場合。</li> <li>B. 「譲渡、質入れ等の禁止」に違反した場合。</li> <li>C. 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</li> </ul> <p>②最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない場合には、預金取引のご利用停止または預金口座の解約をさせていただくことがあります。</p> <p>③預金口座振替の指定預金口座とすることはできません。</p> <p>④キャッシュカードは発行しません。</p>
<p>13. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①連絡先 全国銀行協会相談室</li> <li>②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>